

心身障害者医療費公費負担制度における自己負担限度額変更のお知らせ

平素から、心身障害者医療費公費負担制度について、ご理解、ご協力賜り、誠にありがとうございます。

さて、笠岡市では、平成19年4月1日から、県の基準とは別に、市独自の負担上限月額を設定することとなりました。

つきましては、受給資格者の方が診療を受けられる際は、新しい受給資格証を確認して頂き、窓口支払額については、新しい負担限度額を適用していただきますよう、ご協力お願いいたします。

1 対象となる公費負担者番号

80330053

2 対象年月日

平成19年4月1日受診分から

3 変更の内容

(平成19年3月診療分まで)

所得区分		自己負担限度額 [※]	
		通院	入院・合算
一定以上		44,400円	80,100円+1%
一般		12,000円	44,400円
低所得者	Ⅱ	2,000円	12,000円
	Ⅰ	1,000円	6,000円

※ 自己負担限度額は関係法令の改正による変更があります。



(平成19年4月診療分から)

所得区分		自己負担限度額 [※]	
		通院	入院・合算
一定以上		29,600円	53,400円
一般		8,000円	29,600円
低所得者	Ⅱ	2,000円	6,000円
	Ⅰ	1,000円	3,000円

制度の詳細等、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 笠岡市役所 市民課 (心身障害者医療担当)
電話 0865-69-2130 (直通)

